## 積合せ運賃に係る範囲 (課税事業者用)

### I 運賃に係る範囲

	50kmまで	100 "	150 "	200 "	250 "	300 "	350 "	400 "	450 "	500 "	550 "	600 "	650 "	700 "	750 "	800 "	850 "	900 "	950 "	1,000 "	1,000kmを超え 100kmまでごと の加算額
10Kgまで	1, 130	1, 170	1, 180	1, 180	1, 200	1, 200	1, 210	1, 210	1, 230	1, 230	1, 240	1, 240	1, 250	1, 250	1, 270	1, 270	1, 280	1, 280	1, 280	1, 300	14
20 "	1, 250	1, 280	1, 320	1, 360	1, 380	1, 390	1, 410	1, 430	1, 450	1, 470	1, 510	1, 530	1, 540	1, 570	1, 580	1, 630	1, 640	1, 650	1, 690	1, 710	45
30 "	1, 380	1, 400	1, 430	1, 470	1, 520	1, 540	1, 560	1,570	1,610	1, 610	1, 650	1, 710	1, 730	1, 770	1,800	1, 840	1, 870	1, 910	1, 940	1, 970	61
40 "	1,510	1, 530	1, 610	1, 670	1, 730	1, 780	1, 830	1, 900	1, 940	1, 970	2, 050	2, 090	2, 130	2, 200	2, 240	2, 290	2, 350	2, 400	2, 450	2, 510	106
60 "	1, 610	1, 650	1, 760	1, 840	1, 940	2, 000	2, 090	2, 180	2, 240	2, 290	2, 370	2, 450	2, 510	2, 570	2, 650	2, 710	2, 780	2, 860	2, 930	2, 980	139
80 "	1, 840	1, 910	2, 050	2, 180	2, 300	2, 420	2, 520	2, 640	2, 760	2, 860	2, 970	3, 060	3, 180	3, 300	3, 380	3, 500	3, 590	3, 710	3, 810	3, 910	209
100 "	2, 090	2, 170	2, 330	2, 510	2, 660	2, 820	2, 960	3, 100	3, 230	3, 370	3, 500	3, 640	3, 760	3, 910	4, 040	4, 180	4, 310	4, 440	4, 580	4, 710	268
120 "	2, 310	2, 420	2, 630	2, 830	3, 030	3, 210	3, 340	3, 540	3, 690	3, 820	4, 020	4, 180	4, 350	4, 500	4, 640	4, 820	4, 970	5, 140	5, 290	5, 470	322
140 "	2, 560	2, 660	2, 920	3, 170	3, 390	3, 620	3, 810	4, 000	4, 200	4, 380	4, 580	4, 760	4, 960	5, 150	5, 340	5, 560	5, 740	5, 940	6, 130	6, 310	388
160 "	2, 780	2, 930	3, 210	3, 500	3, 750	4, 000	4, 210	4, 430	4, 690	4, 880	5, 100	5, 320	5, 560	5, 760	6, 000	6, 230	6, 460	6, 680	6, 890	7, 120	447
180 "	3, 010	3, 180	3, 500	3, 830	4, 110	4, 380	4, 620	4, 880	5, 140	5, 400	5, 630	5, 900	6, 150	6, 400	6, 670	6, 890	7, 150	7, 400	7, 670	7, 920	507
200 "	3, 120	3, 360	3, 690	3, 980	4, 360	4, 600	4, 800	5, 160	5, 410	5, 610	5, 940	6, 190	6, 460	6, 720	7, 000	7, 260	7, 540	7, 800	8, 070	8, 340	539
250 "	3, 630	3, 870	4, 290	4, 730	5, 080	5, 430	5, 760	6, 120	6, 450	6, 790	7, 110	7, 450	7, 790	8, 120	8, 460	8, 790	9, 120	9, 460	9, 790	10, 140	671
300 "	4, 200	4, 510	5, 030	5, 490	5, 980	6, 390	6, 810	7, 220	7, 630	8, 040	8, 450	8, 840	9, 260	9, 680	10, 090	10, 490	10, 900	11, 310	11, 730	12, 130	818
350 "	4, 730	5, 140	5, 730	6, 230	6, 860	7, 350	7, 780	8, 320	8, 790	9, 220	9, 760	10, 250	10, 740	11, 220	11, 690	12, 170	12, 670	13, 150	13, 620	14, 110	968
400 "	5, 300	5, 760	6, 460	7, 140	7, 770	8, 330	8, 870	9, 450	10, 010	10, 560	11, 110	11, 670	12, 250	12, 800	13, 350	13, 920	14, 470	15, 030	15, 590	16, 150	1, 11
450 "	5, 860	6, 400	7, 170	7, 910	8, 650	9, 300	9, 910	10, 550	11, 170	11, 810	12, 450	13, 080	13, 720	14, 370	14, 990	15, 630	16, 250	16, 890	17, 530	18, 150	1, 26
500 "	6, 420	7, 020	7, 870	8, 640	9, 530	10, 230	10, 900	11,660	12, 360	13, 020	13, 780	14, 480	15, 190	15, 900	16, 610	17, 310	18, 020	18, 730	19, 470	20, 150	1, 41
550 "	7, 000	7, 670	8, 620	9, 520	10, 430	11, 210	11, 990	12, 780	13, 550	14, 330	15, 110	15, 900	16, 690	17, 470	18, 260	19, 020	19, 800	20, 600	21, 370	22, 170	1, 56
600 "	7, 570	8, 310	9, 330	10, 230	11, 310	12, 170	13, 010	13, 880	14, 740	15, 600	16, 450	17, 300	18, 160	19, 020	19, 890	20, 740	21, 590	22, 440	23, 300	24, 160	1, 74
650 "	8, 120	8, 920	9, 980	11, 110	12, 210	13, 130	14, 060	14, 990	15, 920	16, 850	17, 800	18, 700	19, 660	20, 590	21, 510	22, 440	23, 380	24, 300	25, 230	26, 180	1, 86
700 "	8, 690	9, 530	10, 750	11, 900	13, 080	14, 080	15, 090	16, 090	17, 110	18, 110	19, 130	20, 120	21, 130	22, 150	23, 140	24, 150	25, 160	26, 180	27, 170	28, 170	2, 01
750 "	9, 250	10, 160	11, 470	12, 690	13, 970	15, 060	16, 150	17, 220	18, 290	19, 380	20, 460	21, 530	22, 620	23, 710	24, 790	25, 860	26, 940	28, 030	29, 110	30, 170	2, 16
800 "	9, 810	10, 770	12, 170	13, 510	14, 860	16, 030	17, 160	18, 330	19, 490	20, 640	21, 790	22, 950	24, 100	25, 260	26, 400	27, 580	28, 720	29, 880	31, 030	32, 200	2, 31
850 "	10, 360	11, 420	12, 880	14, 310	15, 750	16, 970	18, 210	19, 430	20, 660	21, 890	23, 120	24, 350	25, 560	26, 810	28, 040	29, 280	30, 500	31, 740	32, 960	34, 190	2, 46
900 "	10, 930	12, 020	13, 620	15, 100	16, 620	17, 950	19, 250	20, 540	21,860	23, 170	24, 460	25, 760	27, 070	28, 370	29, 690	30, 980	32, 290	33, 590	34, 890	36, 190	2, 60
950 "	11, 480	12, 670	14, 330	15, 900	17, 530	18, 900	20, 270	21, 650	23, 030	24, 420	25, 800	27, 170	28, 560	29, 940	31, 330	32, 680	34, 060	35, 440	36, 820	38, 200	2, 75
1,000 "	12, 030	13, 280	15, 040	16, 710	18, 410	19, 880	21, 320	22, 760	24, 230	25, 670	27, 140	28, 580	30, 040	31, 490	32, 930	34, 400	35, 850	37, 310	38, 750	40, 190	2, 90
000 k g を 1 t を超え 4 t まで	711	895	1, 148	1, 382	1, 619	1, 769	1, 920	2, 067	2, 219	2, 367	2, 519	2, 666	2, 817	2, 966	3, 115	3, 266	3, 417	3, 565	3, 715	3, 865	298
でごとの 4 t を超え 加算額 るもの	348	424	540	638	796	919	1, 034	1, 201	1, 334	1, 452	1, 605	1, 741	1, 873	2, 009	2, 145	2, 278	2, 413	2, 549	2, 682	2, 818	26

1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満を四捨五入する。

## Ⅱ. 割増率表

# (1) 品目割増

項目	内 容	割増率
易損品	引越荷物     ショーケース     楽器類及びその部品又は附属品、機密機械、度量衡器 及びその部品	2割増
貴重品 高価品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第 9条第1項に掲げる貨物	10割増
火薬類 発煙品 濃酸類	<ol> <li>火薬、爆薬、火工品(電管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤)、その他これらに類するもの</li> <li>頑酸、硫酸、塩酸(酸類含有量10分の1以下の希頑酸、希硫酸、希塩酸を除く。)、浄化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの</li> </ol>	10割増

## (2) 特大品割増

項目	割增率
1個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの	2割增

# Ⅲ. 諸料金

## 1 集貨料▽け配達料

- (1) 集貨又は配達の距離が15キロメートルを超え20キロメートルまでの間のものについ ては、50キログラムまでを110円とし、50キログラムまでを増すごとに110円を加算する。 (2) 集貨又は配達の距離が20キロメートルを超えるものについては、上記(1)による額
- に、5キロメートルまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

## 2. 再配達料

- (1) 再配達の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまで 297円 以上50キログラムまでを増すごとに 110円
- (2) 15キロメートルを超える場合は、(1) のほか1. の配達料を加算する。

- (1) 車側から30メートルを超えるものについて30メートルまで、50キログラムまでを 増すごとに
- (2) 縦持ちにあっては、50キログラムまで 1 階を増すごとに

# 4 物区割物料

(1) 東京都特別区、大阪市

以上50キログラムまでを増すごとに

50キログラムまで1日までごとに

- 50キログラムまでを増すごとに (2) 札幌市·仙台市·千葉市·船橋市·川崎市·横浜市·相模原市·浜松市·名古屋市·京都市 東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市 康児島市50キログラム末でを増すごとに
- 5. 冬期割増料
- (1) 北海道(11月16日から4月15日まで) 発送・到着ごとに1口50キロぐらむまで 253円 以上50キログラムまでを増すごとに 110円 (2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の名県 (12月1日から3月31日まで) 発送・到着ごとに1口50キログラムまで 132円
- 6. 連絡運輸中継料 中継1回につき、50キログラムまで 以上50キログラムまでを増すごとに
- 貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした 場合の運賃の減額について
- (1) 30キログラムまで (2) 30キログラムを超え50キログラムまで
- (3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに

## Ⅳ. 運賃料金適用方

# (運賃の適用範囲)

1. この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。 ただし、宅配便として受託した貨物の運送であって、別途これに関する運賃を届 出した場合には適用しません。

### (運賃料金計質の基本)

- 2 運賃及び料金は、貨物1ロごとに計算します。
- (1口の意義)

77四

33円

704円

154円

55円

132円

15/III

99円

- 3. 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び 運賃支払方法が同じものをいいます。(営業所には荷扱所を含みます。以下同じ。)
- 4. 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額(基準 運賃といいます。以下同じ。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額 を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上 げます。

# (運送距離の計算)

- 5. 運送距離 (集貨、配達の距離を除く。以下同じ。) は、貨物の発地又は着地の最寄 りの営業所が存する最小行政区画間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発 地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当 該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。
- (2) 最小行政区画間のキロ程は、昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊「自動車路線 営業粁程表」(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)に掲げるキロ程に よるものとし、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。 (経路が2以上ある場合の運送距離の計算)
- 6. 貨物の運送の経路が2以上ある場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。 ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。 (連絡運輸の場合の運送距離)
- 7. 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連 絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。
- 8. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大き い方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに 換算します。

### (割増率及び割引率の計算)

- 9. 2種以上の割増又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した うえで計算します。
- (品目別割増) 10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割
- 増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含ま れている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

#### (特大品割増)

(単位:円) (消費税込み)

- 11. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなときは所定の割増率を適用します。
- 12. 3カ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約(文書をもって運送 契約を締結したものに限る。) したものについては15%以内の割引率を適用するこ とができます。
- (諸料金の計算) 13 集貨▽け配達料 珍洋料及が東配達料以外の誘料金にけ割増率け適用しません。
- (2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上 げます

#### (集貨又は配達料)

- 14. 貨物の集荷又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、 15キロメートルを超える部分については所定の集配料を収受します。

(連絡運輸中継料)

- 15. 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を 求められたときは、所定の再配達料を収受します。
- (移送料) 16 貨物の引受け又は引渡」の際に 貨物を車側から30メートル以上機技ち」 又は 建造物のト下2階目以上の維持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、
- 貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りでありません。 (地区割増料) 17. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は住民基本台帳に基づく
- 人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。 (冬期割増料) 18. 貨物の発地又は着地が、冬季割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。
- 19. 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。 (保管制)
- 20 荷主の依頼により、又は事業者の書によらない事中により貨物を保管した場合は、
- 所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。 (1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。
- (2) 到着の場合は、荷受人(貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人)に貨 物の到着通知を発した日(到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終 った日) の翌々日から引渡し当日までの日数
- (貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲)
- 21. 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした
- 場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。
- (1) 30キログラムまで
- (2) 30キログラムを超え50キログラムまで

132円

154円

99円

- (3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに
- (パレット使用貨物) 22. 集貨先から配達先まで通してJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限りま
- す。)を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに22円を4により 計算した運賃から減じます。

- 23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。
- 距離、重量による運賃の計算
- ② 割増率、割引率適用の計算
- ③ 上・下10%幅の適用計算
- (4) 4の(3) による端数処理
- ⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算
- (6) 諸料金 (13の (2) による端数処理を含む。) の計算
- ⑦ 実費の計算

### (積込料及び取割料について)

- 24-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積 込料又は取卸料を収受する場合があります。
- (1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付 用品による作業は当店の負担において行います。
- (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受する場合がありま
- (3) 積込み又は取削し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途事費 を収受する場合があります。 (単位:円) (消費税込み)

	1時間毎	15分毎
積込料及び取卸料	2, 200	550

# (待機時間料について)

24-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間 (荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における 待機した時間を含む。) に応じて待機時間料を収受する場合があります。ただし 1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するも

のとします。 (単位:円) (消費税込み)

	1時間毎	15分毎			
待機時間料	2, 200	550			

- 荷主の要求による運送に伴う特別の負担(貨物引換証の発行、有料道路利用料、貨物 の荷造り、仕分け、荷掛金の立替、運送保険の締結、貨物の荷造り、保管、検収及び 検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費 用) は実費として収受します。
- 26. 貨物の運送に附帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。
- 27. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)
- 運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した 会額を収受1.ます。

## 通常の使用車両の航送料(助手料金含む)+1時間当り固定費×航送所要時間 最大積載量×通常の積載効率

28. この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めない事項については、法令に反し ない範囲内で当事者の取決め、又は慣習によることができます。